

秋田市食の自立支援事業業務委託仕様書

1 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 業務内容

受託事業者は、秋田市食の自立支援事業運営要綱（以下「要綱」という。）に定める配食サービスの利用者の居宅に昼食又は夕食を配食するとともに、当該利用者の安否の確認を行うこと。

3 業務上の条件

(1) 受託事業者の要件

受託事業者は、「民間事業者による在宅配食サービスのガイドライン」（平成 8 年 5 月 13 日老齢第 46 号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省老人保健福祉局長通知）および要綱に基づき、この業務を実施するとともに、次の各号の要件を満たすこと。

ア 事業所内に栄養士または管理栄養士を配置していること。

イ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規程により、令和 3 年 5 月 31 日までに飲食店営業（仕出し・弁当）又は令和 3 年 6 月 1 日以降に飲食店営業もしくはそぞざい製造業の許可を受け、かつ、半年以上継続した営業実績を有すること。

ウ 衛生的かつ充分な厨房設備および配食サービス用の車両等を有し、配食サービスを適切、公正、中立かつ効率的に実施することができること。

エ 秋田市内に事業所を有すること。

(2) 配食の実施日

配食の実施日は、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日および 1 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く日（ただし、土曜日の実施を妨げない。）とし、利用者 1 人につき 1 日 1 食、1 週間当たり 3 回までの範囲で秋田市長が決定した日とするこ

と。なお、実施できない曜日等がある場合については、本市と協議すること。

配食の時間は、昼食にあってはおおむね 11 時 00 分から 12 時 30 分まで、夕食にあってはおおむね 16 時 00 分から 17 時 30 分までの間とする。

(3) 献立

配食サービスに提供する食事は、含まれるエネルギー量や栄養素等および高齢者等の心身の特性に配慮されたものであって、かつ、変化に富んだ献立内容とすること。

(4) 配食の衛生管理等

ア 衛生管理

受託事業者は、事業所内に配食サービスの実施を指揮、監督する管理責任者を配置し、常に衛生面に配慮して調理および配食を行うことができるよう、厨房設備、配食容器等の衛生管理に注意すること。

イ 食事の検査

受託事業者は、当該事業（配食サービス）の食事の検査を実施し、検査結果を踏まえ、必要があれば献立等の見直しをすること。

ウ 食事の受渡し

受託事業者は、利用者に対する食事の受渡しを、原則として手渡しで行うこととし、利用者から特に連絡がなく不在である場合は持ち帰り、当日中に利用者の安否の確認を行うこと。

また、受託事業者は、月の利用最終日の食事の受渡しの際に、利用者から別に定める様式に記名又は押印してもらうこと。

エ 容器

配食サービスに用いる容器は、安全性に優れ、衛生面に配慮したものであること。

(5) 安否確認

受託事業者は、利用者への食事の受渡しの際に、利用者の安否の確認を行うとともに、当該利用者とコミュニケーションを図るよう努めること

なお、安否の確認において、利用者の健康状態の悪化等の身体状況の変

化が認められた場合、受託事業者は、当該利用者が配食サービス利用申請の際に関わった地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定相談支援事業所（以下「地域包括支援センター等」という。）又は秋田市に速やかに連絡すること。

(6) 地域包括支援センター等との連携

ア 受託事業者は、配食サービスの利用を希望する者から配食サービス利用の申込みの連絡があったときは、速やかにその者が居住する近くの地域包括支援センター等又は秋田市にその旨を連絡すること。

イ 受託事業者は、地域包括支援センター等から、配食サービスの利用希望者の利用希望回数、利用希望曜日等の連絡を受けたときは、その者に対する配食サービスの提供が可能であるか否か、又はやむを得ず待機の状況となるかを地域包括支援センター等に応答すること。

ウ 受託事業者は、利用者への食事の受渡しの際に、当該利用者から配食サービスの利用廃止、利用回数、利用曜日等の変更の連絡を受けた場合には、当該利用者が申請の際に関わった地域包括支援センター等に対して、速やかにその旨を連絡すること。

エ 受託事業者は、利用者から他の受託事業者への利用変更等の連絡を受けた場合、又は他の受託事業者からの利用変更があった場合には、当該利用者が申請の際に関わった地域包括支援センター等に対し、書面（様式任意）により速やかにその旨を連絡すること。

(7) 実績報告等

受託事業者は、毎月 14 日（3 月分にあっては、同月の末日）までに前月分の委託業務の実施状況を秋田市へ報告すること。

(8) 損害賠償責任

受託事業者は、食中毒等の自らの責に帰すべき事由に基づく事故が発生した場合は、速やかに秋田市へ連絡するとともに、利用者に対しての損害賠償を行うこと。

(9) 調査等

秋田市は、この業務の実施状況等に関し、必要があると認めるときは、受託事業者に対し報告を求め、又は受託事業者の事業所に立ち入って調査

することができるものとする。

(10) 遵守事項等

受託事業者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守し、この業務の適正な実施に努めること。

ア この業務の実施により知り得た利用者および利用者が属する世帯に関する秘密を他に漏らさないこと。事業所又はその従事者でなくなった後も同様とする。

イ 食品の衛生管理について、秋田市保健所の指導に基づき十分に配慮するとともに、食中毒が発生することのないよう細心の注意を払うこと。

ウ この業務に係る書類および帳票類を適正に管理するとともに、この業務に係る経理については、他の業務に係る経理と明確に区分して行うこと。

エ 高齢者および身体障がい者の心身の特性ならびに配食サービスに関する知識、技術、作業手順等について適切な研修を定期的に行うこと。

4 委託料および利用者負担金

(1) 委託料

配食サービス利用者 1 人当たり 1 食につき 210 円とする。

(2) 利用者負担金の徴収

受託事業者は、要綱第11条に基づき秋田市長にあらかじめ報告した配食サービスの額を利用者負担金として、自らの責において利用者から徴収するものとする。